

資料3－(5)

全国高校総体参加における学校の単位の基準

学校対抗制としての学校の単位は、「学校教育法第3条及びその他の法令の規定に基づき、高等学校設置基準の省令の定めるところにより設置された学校」を基準として、以下の(1)～(7)を満たし、大会参加資格の細則については、全国高等学校総合体育大会開催基準要項に従うものとする。

なお、学校再編その他、都道府県の現状にあわせて学校の単位を変えることも可能とする。

ただし、都道府県高体連で協議・検討したうえで、所定の申請書を全国高体連に提出し承認を得なければならない。

学校教育法第7条 「学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない」とあることから、

- (1) 校長1人が複数校(全日制・定時制・通信制など)の校長を兼ねる場合であっても「課程」の異なる場合は、合同での申請は認めない。(「課程」が異なる場合はそれぞれを1校とする。なお、ここでいう「課程」とは、学校教育法第4条にある「全日制の課程」「定時制の課程」「通信制の課程」をさすものとする。)
- (2) 校長が専任で在籍する学校は、独立した1つの学校とみなす。(区分・名称等は問わない)
- (3) 校長1人が複数校(本校・分校)の校長を兼ねる場合は、校舎間の距離などの地理的事情・練習環境等を配慮し、合同での申請も可能とする。
(都道府県高体連での協議の際には、学校の現状、勝利至上主義でない事など、慎重かつ十分に検討する。)
- (4) 校長1人が複数校(キャンパス校、その他)の校長を兼ねる場合は、課程が同じであっても、地理的事情・練習環境等を配慮し、別々での申請も可能とする。
(都道府県高体連での協議の際には、学校の現状、勝利至上主義でない事など、慎重かつ十分に検討する。)
- (5) 学校単位での申請とするため、種目毎で異なる申請は出来ない。
- (6) 手続きは、前年度末までに完了しなければならない。年度途中での変更は認めない。
- (7) なお、承認後でも全国高体連が示した条件を満たしていないと判断した場合には、ただちに取り消しを命ずることができるものとする。

平成23年12月3日 理事会決定

・・・【参考】・・

これまで ⇒ これから(申請により)

●本校・分校 ; 別々の学校として参加 ⇒ 合同チームでの参加も可能

●キャンパス校 ; 一つの学校として参加 ⇒ 別々の学校としての参加も可能